

第27回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日 時 令和6年6月11日（火）13：30～15：30
- 2 場 所 青森県庁南棟5階 教育委員会室
- 3 出席者

【審議会委員】

竹 中 孝 委員
齊 藤 まなぶ 委員
内 海 隆 委員
関 谷 道 夫 委員
鳴 海 春 輝 委員
加 川 香寿美 委員

【県教育委員会】

下山学校教育課長、ほか学校教育課職員（5名）

4 会議概要

（1）令和5年度のいじめ防止等の取組について

令和5年度の各県立学校におけるいじめ防止等の取組について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- スクールソーシャルワーカーがSSWと省略されていたり、SC等とまとめられていることが多かったが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが並列に扱われて、きちんと表記されていることが良かった。
- 対面のいじめも少なくはなっていないと思う。ネット世界でのいじめに対する対策が大きくならざるを得ないのは分かるが、現実世界でのいじめ対策とのバランスを考えて進めるべき。
- 情報モラル教育について、自校で実施している主体的な取組が大変良い。主体的に行うことで、子どもたちが受け身ではなくなり、情報リテラシーの定着に大きな影響があると思う。
- 各校の情報モラル教育についての主体的取組事例を県教育委員会から情報発信してみてもどうか。その上で、各校における情報モラル教育についての主体的な取組を、努力目標にするなど検討してみしてほしい。
- 情報モラル教育について、正しい使い方をきちんと教える必要がある。危険だから使わせないという指導ではなく、正しい使い方を教えないと本末転倒になってしまう。
- 各校がお互いに抱えている問題をどう共有するか、という点にも県教育委員会は目を向けてほしい。
- 情報モラル教育は、保護者に対しても必要だと思う。スマートフォンでもゲーム機でも、使い方などを保護者に対してもっと情報発信していくべきだ。使ってはダメということではなく、子どもと一緒に試してみることも必要なことなのではないか。
- 情報モラル教育については、自分たちで考えることが大事だと思う。それを促進するためには、やはり他校で良い結果が出ている事例を参考にして、自分たちで考えることが必要である。

県教育委員会に集まる情報を提供し各校が促進できるようにサポートしてほしい。

(2) 令和6年度のいじめ防止等の取組について

令和6年度の「いじめ防止等の取組」（「安心できる学校づくり推進事業」）について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- いじめと不登校を分けて考えるのではなく、一体として捉えるべきである。
- 子どもや親が援助希求行為をする時はどこに相談しに行けばいいのか、という問題もある。学校以外の外部機関に、こういう親や子どもたちが相談しに来ている。親や子どもたちの不満はどこが吸い上げるべきなのか、そういった声について県教育委員会として、吸い上げていく必要があるのではないか。
- 校長先生の指導力や教育委員会の指導力によって、相談体制がすっきりして、うまくいった事例もある。親が学校でのトラブルをどこに相談しに行けばいいのかを明確にしていくべきだ。
- それぞれの事業が、毎年どのぐらいの予算規模で行われているのか、それが分かるように、予算とセットの資料作りを希望する。
- スクールソーシャルワーカーで生計を立てたいと考えている社会福祉士もいる。今後、スクールソーシャルワーカーを希望する学生達のためにも、スクールソーシャルワーカーの処遇面での改善が可能であるのならば、少しでも改善できるように検討してほしい。
- 病院と県教育委員会が契約したり、ルールを決めるなどしたりすれば、緊急性のある事案に対しても対応が可能になる。契約をして最初から嘱託医として人材を確保することで、組織的対応が可能になる。学校以外の組織と連携・協働していくことが重要だと感じる。
- 誰でも相談できる、相談しやすい環境、そして相談があったらすぐに対応できるシステムを、地域全体で考える必要がある。そういう組織や団体をいち早く行政が見つけ、そういう場所を作る作業を行政がサポートしていくことが必要ではないか。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家とも協働していきつつ、専門家ではなく、地域に根ざした何でも言えるような人を学校の中に入れ、子どもや親が相談できる、そういう制度のための加配があっても良いのではないかと。県教育委員会として検討してみてもどうか。

(3) その他

令和6年度高等学校及び特別支援学校生徒指導主事研究協議会において実施した講演について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- 法律に詳しくなることは、これからの学校が意識して訓練していかなければいけないことだと思う。教員の資質を高める、組織的対応、他機関との連携、専門機関の導入、いろいろなことをやっていく必要がある。学校より法律に詳しい親を相手にして、どう対応していくべき

か考えなければならない。そのような趣旨の研修は続けていくべきだ。

- 1つ1つの事例に丁寧に対応していく必要がある。生身の人間同士が学校の中で活動していてトラブルが無いわけがない。トラブルがあった時に保護者とのコミュニケーションが大事である。トラブルがあっても、こどもの将来、未来を考えて、「こどもの成長に何が必要か」を一致させ、共通点を学校と保護者で一緒に出すことが重要であり、そこに入る教育委員会も同じ目線で携わる必要がある。大人の知恵で足を引っ張るのではなくて、こどもの手を引っ張って行ってほしい。
- 学校と保護者では捉え方が違うので、学校の捉え方と違う捉え方を保護者はしているという前提で物事を考えないといけない。それでも、保護者が学校側の捉え方をしてくれるとは限らないので、保護者対応は難しいと感じる。
- 発達の特徴がある生徒の学習機会が奪われることがないように、県としての方針を打ち出し進めてほしい。特別支援学校にこどもを通学させている保護者の中には、学習機会の確保が無いことについて心配している保護者もいる。
- 自殺念慮とか、自殺企図がある人を、緊急的に最優先で診察してもらえる仕組みや制度が構築されることを希望する。